平成３０年（フ）第１号
静岡県御前崎市佐倉607番地　ひかりＤ―201号（旧住所　静岡県菊川市柳１丁目106番地の１　プラセール柳203）
債務者　伊村　裕司
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　智幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第２９２号
金沢市泉が丘２丁目５番34号　セーヌビレッジウイング103号、従前の住所石川県かほく市字気レ200番地１
債務者　長谷川幸一
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬塚　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３７１号
名古屋市名東区つつじが丘201番地　市営猪子石荘11棟104号、従前の住所名古屋市名東区香流３丁目711番地　カトレアハイツ205号
債務者　一期一会こと　平野　義尚
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　俊高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９号
金沢市三十苅町乙81番地、従前の住所金沢市南四十万１丁目33番地（住民票上の従前々の住所）大津市衣川１丁目１番17号
債務者　たんぽぽサービスこと　梅田　幸一
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乾　　とも
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３４号
愛知県豊橋市橋良町字向山20番地の６（３―103）
債務者　保科　貴裕
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　綾一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第４５３号
埼玉県戸田市大字新曽1794番地　プリンスハイツ戸田203号室
債務者　小林　昌広
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村孝太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
山口県山陽小野田市セメント町２番７号（ＣＡＳＡ　ＣＵＯＲＥ　207号）、従前の住所山口県宇部市朝日町２番２号
債務者　岡崎美代子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　明登
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第４７号
北海道旭川市東光12条２丁目４番23号　ゴトーハイム　101
債務者　山田　康博
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６号
滋賀県米原市加勢野562番地
債務者　池田　宜隆
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１６８号
宮城県宮城郡利府町青葉台３丁目１番地332
債務者　本間　大輔
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
茨城県日立市日高町１丁目18番15―202号、前住所茨城県日立市相田町１丁目15番18―403号
債務者　堀江　由佳
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第２３号
茨城県日立市諏訪町４丁目１番１号（エミネンス石内）、前住所神奈川県川崎市多摩区菅北浦１丁目３番11―102号（マンションカネマツＡ）
債務者　板垣　　匠
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第２９号
茨城県日立市城南町３丁目３番５号
債務者　眞籠　美香
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第４４号
富山市長江２丁目３番７号
債務者　佐々木愛子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６７号
神戸市垂水区星陵台４丁目３番45―320号　曽木方
債務者　垣瀬由美子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７６号
神戸市北区有野町唐櫃1621番地の11　605号
債務者　岩元　照子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部